

意見公募実施結果

「国民保護協議会条例」(素案)、「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」(素案)のご意見をいただきました(意見公表)

去る平成17年12月15日(木)から平成18年1月16日(月)まで「国民保護協議会条例」(素案)、「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」(素案)に対するご意見をお寄せいただきました(意見公募)。

その結果、お二人から5件のご意見が寄せられましたので、意見公募結果として意見の概要及び市の考え方を公表いたします。

問 合 先 〒596-8510
岸和田市岸城町7番1号
自治振興課国民保護担当
電話 23-2121(代表) 内線 2315
23-9437(直通)
FAX 23-6933

「国民保護協議会条例」(素案)、「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」(素案)に対する意見公募まとめ

番号	意見の概要	意見の数	市の考え方
1	協議会、対策本部を設置しなければならないのであれば、人件費増(税負担増)とならないようにすることが必要。	1	国民保護法において、協議会(第39条)・対策本部(第27条)を設置することとなっております。本市におきまして、税負担増となることはありません。
2	国民保護法は、事態が起こった後の対処となっていて、核等の犠牲を最小限に止めるしかない。それよりも、未然防止(友好化・協調化)にお金を使ったほうがベター。	1	国民保護法第32条により定められました「基本指針」前文(はじめに)の中で、「国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進するとともに、………」と記載され、国の考え方が示されています。なお、この基本指針は、閣議決定を受け国会に報告されているものです。
3	自衛隊員との関係(例えば、援助を受ける)の条項を設けてはどうか。	1	国民保護法第20条で市町村長は、都道府県知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求めることができる規定があります。
4	広く市民の声が反映された国民保護計画策定のため、市民や市議会の意見が反映されるような協議会にすべきである。	1	国民保護協議会の組織は、国民保護法第40条で定められておりますが、国民保護計画策定にあたり、計画(案)作成後に意見公募を行う予定です。
5	戦争やテロを起こさせないための努力を最大限尽くし、自然災害・大規模災害を前提とした防災対策をより実効性のあるものとすべきである。	1	番号2の考え方と同様です。また、自然災害等につきましては、関係機関合同の総合訓練や、市民の皆様への啓発等を今後も取り組んでまいります。